

令和４年第１回立川市議会政治倫理審査会 会議概要

日時	令和４年５月２７日（金）午後３時００分～午後５時００分
場所	立川市議会委員会室（立川市役所３階）
出席委員	９名（全員出席）
調査対象議員	中山 ひと美議員
調査請求者	代表者 永元 須摩子議員
１ 会議の公開・非公開について 中山議員個人の財産や収入に関する内容が含まれていること、中山議員が金品を受け取っている相手方とされる人物（以下「Ａ氏」という。）の個人情報が含まれており、公開により不利益を被る可能性があることから、非公開とすべきとの意見があったが、原則どおり公開とすべきとの意見多数で今回の会議については公開することと決定し、今後関係者の事情を聞く場合には、非公開とすることも検討することとした。 ２ 会議の取り扱いについて 傍聴者は３１名まで受け入れることとした。 調査請求書及び添付資料には個人的な内容が多く含まれるため、個人情報とプライバシーに配慮して、傍聴者に対しては、会議の次第のみ配布することとした。 ３ 審査会の概要説明 本件は、市議会議員１１名からの調査請求であり、議員定数２８名の４分の１以上であること、調査事項について資料が添付されていること、議長から審査の付託をされていることから、審査するための形式的な要件は満たしていることを確認した。 形式的な要件として、調査請求書に記載されている中山議員の氏名が議員としての名称と異なることによる有効性の是非について質問があったが、裁判においては特定ができれば問題がないこと、選挙においては１字程度の違いであれば有効票となると思われることから、有効なものとするべきとした。 ４ 調査請求内容の確認 調査請求事項として次のとおり確認した。	

(1) 以下の点について立川市議会議員政治倫理条例（以下「条例」という。）第3条第2号に違反しているおそれがある。

- ①中山議員と他4名がA氏から海外の不動産の譲渡を受けている。
- ②中山議員とA氏のジョイント口座に多額のお金が振り込まれている。
- ③贈与税を払っていない可能性がある。

(2) 以下の点について条例第3条第1号に違反しているおそれがある。

- ①中山議員がA氏と不倫関係を続けている。

※条例抜粋

（政治倫理基準の遵守）

第3条 議員は、次の各号に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

- （1） 市民全体の代表として品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。
- （2） 市民全体の代表として常に人格と倫理の向上に努め、その地位を利用していかなる金品も授受しないこと。

5 審査の進め方について

調査請求の内容については、資料だけでは不明な点もあるため、中山議員本人に説明を求めること、調査請求者に追加資料の提出を求めるとともに説明を求めること、A氏に話を聞くこと、調査請求者に資料を提供して調査を求めた請願者に話を聞くことなどの意見があった。

内容について個人的な部分に関わることも多く、審査の方法や進め方について慎重に判断する必要があることから、まずは以下の点について調査請求者に資料の提出を求めたうえ、次回の審査会への出席及び説明を求めることを決定した。

- ①調査請求書に示された海外の不動産を譲り受けたこと、またはジョイント口座への入金
が贈与税課税の対象となることを示す資料
- ②贈与税の支払いがなされているか疑念の理由を示す資料
- ③海外の不動産を譲り受けた目的がわかる資料
- ④ジョイント口座の開設目的や運用がわかる資料
- ⑤海外の不動産の譲り受け、ジョイント口座の入金につき、中山議員の職務との関連性や
市議会議員の地位利用との関連性を示す資料

また、次々回の審査会において、中山議員本人に弁明の機会を付与するとともに、本人か

らの説明を求めることを決定した。

条例第3条第1号違反の疑いについては、不倫関係について審査会において事実を認定することは難しいとの意見があったが、1点目の調査請求事項と関連性がないとは言えないため、個別に判断するのではなく、並行して検討を進めるべきものとした。

6 今後の審査会日程について

- ・第2回 令和4年6月29日（水）午後4時から
調査請求者に対する質問等を行う予定

7 その他

会議録としては、個人情報の取扱いに注意をしながら会議概要という形式で公開することとした。

議会事務局に対しては、中山議員が提出した、条例を遵守する旨の宣誓書の提出を求めることとした。